

平成30年度鳥取県障害支援区分認定調査員養成研修

障害支援区分認定に係る調査に従事しようとする者を対象として、市町村が障がい福祉サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つである障害支援区分について、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われることを目的に実施するものです。

1 実施主体 鳥取県（実施機関：社会福祉法人鳥取県厚生事業団）

2 日時・会場

平成30年6月8日（金） 9時30分～17時20分

倉吉体育文化会館 2F 大研修室（鳥取県倉吉市山根 529-2）

3 研修対象者

ア 市町村職員

イ 相談支援事業所のうち市町村から相談支援事業の委託を受けている事業所

ウ 介護保険法に規定する指定市町村事務受託法人

エ 障害者支援施設（※新規認定に係る調査はできない。）

※市町村の職員のうち認定調査の業務に初めて携わる方は、適切な給付のための障害支援区分に関する専門知識を高めるため、ぜひ受講下さい。

※イ～エの職員のうち、認定調査の業務に初めて携わる方は、必ずこの研修を受講する必要があります。

4 募集定員 **80名**

5 カリキュラム

時間	科目名
9:30～10:00	障害者総合支援法における「障害支援区分」について
10:00～12:00	認定調査について（調査項目の理解、マニュアルの解釈、事例の理解等）
12:50～14:50	認定調査について（調査項目の理解、マニュアルの解釈、事例の理解等）
15:00～17:20	演習・質疑応答

6 申込方法・期限

郵送もしくはファクシミリ **平成30年5月21日（月）正午 必着**

7 申込受付完了のご返信

- ・お申込みの受理後、申込書右上の「申込結果返信先」宛に、受付印を押した申込書をFAXにて返信いたします。特に返信先の記載がない場合は、申込者宛に、お送りいたします。
- ・3営業日を過ぎても返信がない場合は、鳥取県厚生事業団（0857-59-6033）へご連絡下さい。

8 受講決定について

応募された方全員に受講の可否の通知を郵送します。

受講決定された方については、

事前に「参加票（受講決定通知）」を郵送しますので、当日ご持参ください。

(5月29日(火)までに届かない場合は、お問い合わせください。)

9 使用するテキスト

「障害者総合支援法 障害支援区分認定ハンドブック」(出版：中央法規出版)

価格：3,456円(税込)

※ 申込時にテキストの購入について、要・不要の別を併せてご記入ください。

必要な方に対し、当日販売します。代金は、受講料とは別におつりのないようにご持参下さい。

10 受講料(資料代) 200円(当日、現金にてお支払ください。)

11 修了証明書

すべての研修課程を修了した者には、修了証明書を授与します。

なお、研修修了者については、鳥取県が修了者名簿を作成し管理します。

12 個人情報の取り扱い

「受講申込書」に記載された個人情報は、本研修の運営管理の目的に利用させていただきます。

13 その他

○原則として30分以上の遅刻は欠席とみなすので、天候悪化などには各受講者で早めの対応をしてください。

○講義中の私語、携帯電話、スマートフォン、タブレットの使用等をご遠慮願います。

○会場は、空調の微調整が難しい為、体温調節の出来る服装でお越しください。

○受付時間

6月8日(金) 9:00~

受付の際は「参加票(受講決定通知)」をご用意ください。

[申込先及びお問い合わせ先]

〒689-0201 鳥取市伏野2259-43

社会福祉法人鳥取県厚生事業団(担当:山根・信原・上田)

電話:(0857)59-6033

FAX:(0857)59-6055

H P : <http://www.tottori-kousei.jp/>